

令和 8 年度 呉市週休 2 日適用工事等実施要領の一部改定について

令和 8 年 7 月 13 日
都市部技術監理室

- ・ 呉市週休 2 日適用工事等実施要領を令和 8 年 8 月 1 日より一部改定します。
- ・ 今回の主な改定内容は、
 - (1) 対象工事（要領_3）
対象工事の区分について、発注者指定型は請負対象金額を5,000万円以上とし、受注者希望型は請負対象金額を5,000万円未満とします。
 - (2) 発注方式（要領_4）
請負対象金額が 3 億円以上の建設工事等は週単位の週休 2 日で実施します。
 - (3) 経費等の補正
これまで対象工事において実施してきた補正係数については廃止とします。
 - (4) その他（要領_1 等）
営繕工事，農林土木工事についても内容を同一とします。

なお、今後、週休 2 日対象工事につきましては、社会情勢等を踏まえ原則として全ての工事を「発注者指定型の週休 2 日適用工事」とする予定としています。※（令和 9 年 4 月予定）